

第67号議案 長崎市ふれあいセンター条例及び長崎市公民館
条例の一部を改正する条例

	ページ
1 条例改正案の概要	1
2 施設の概要	2～7
3 管理運営の方針	7
4 指定までのスケジュール	8
5 条例新旧対照表	9～10

中央総合事務所
教育委員会
平成30年6月

1 条例改正案の概要

(1) 目的

長崎市手熊地区公民館を市民がより使いやすく、集いやすい地域コミュニティの拠点施設とするため、当該公民館を廃止し、長崎市手熊地区ふれあいセンターを設置するもの。

(2) 改正の内容

ア 長崎市ふれあいセンター条例の一部改正
第2条の表に次のように加える。

長崎市手熊地区ふれあいセンター	長崎市手熊町1,291番地1
-----------------	----------------

イ 長崎市公民館条例の一部改正
第2条の表長崎市手熊地区公民館の項を削る。

(3) 施行日 平成31年4月1日

(2) 位置図、写真及び平面図

ア 位置図



イ 写真

【外観】



【室内】



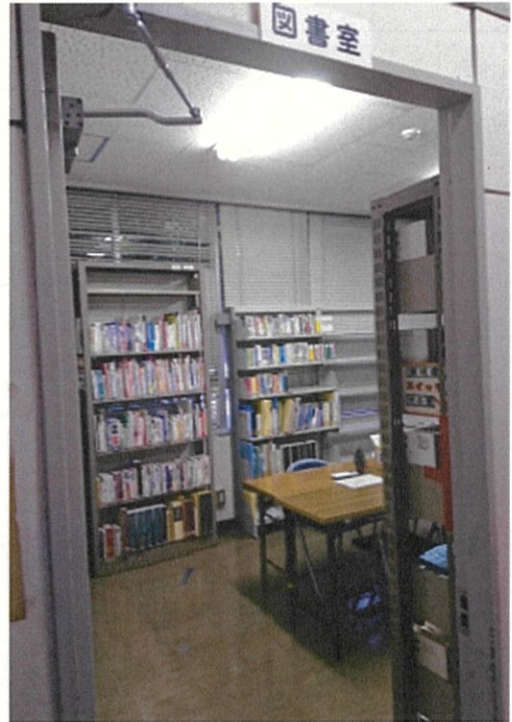
第1研修室



第2研修室



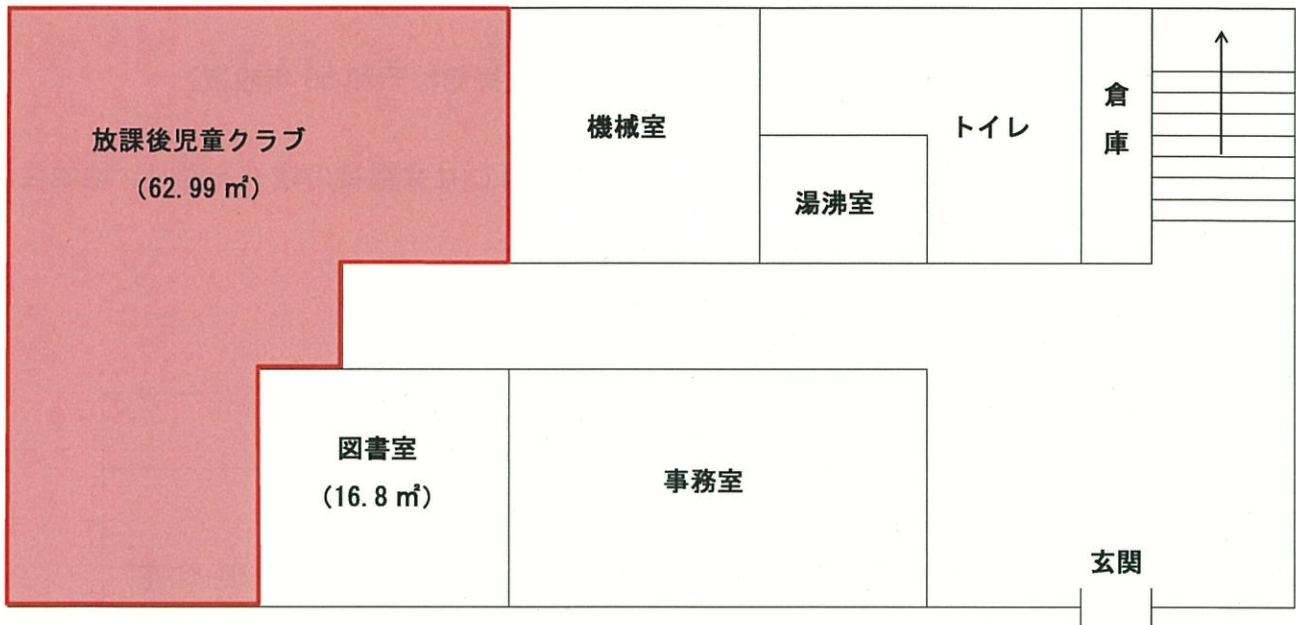
第3研修室（現 和室）



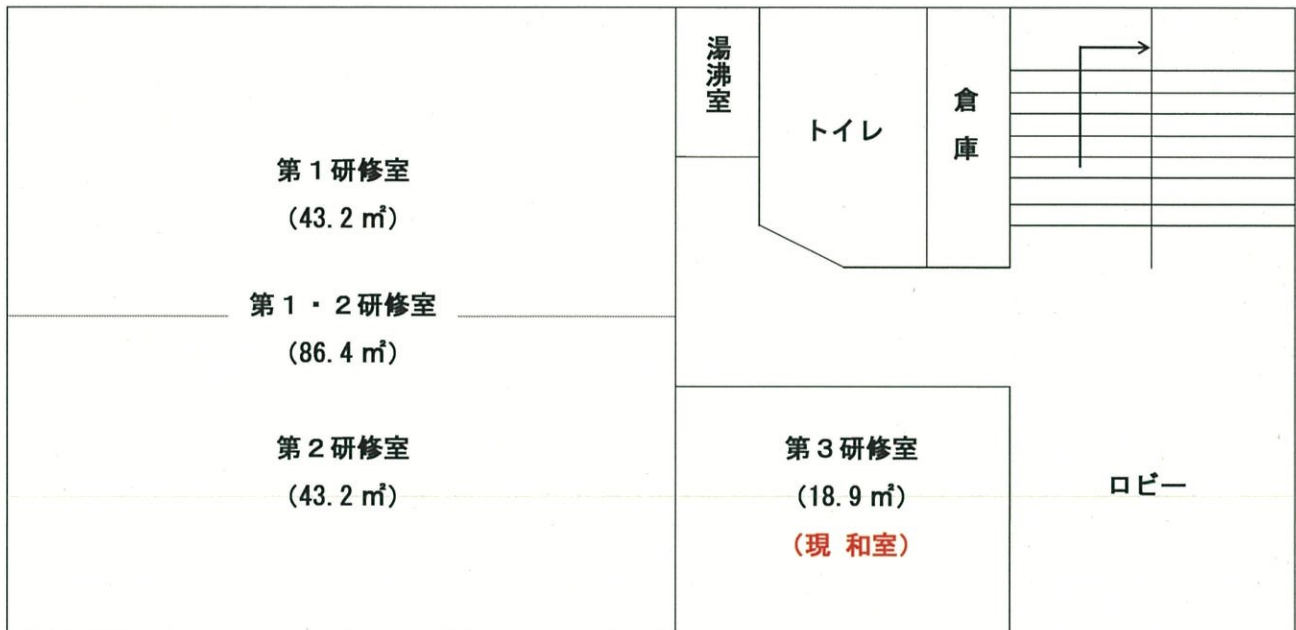
図書室

ウ 平面図

1階



2階



※和室は第3研修室へ名称変更

赤枠は「放課後児童クラブ」が使用

- (3) 名 称 長崎市手熊地区ふれあいセンター
- (4) 所在地 長崎市手熊町 1,291 番地 1
- (5) 設置年月日 平成 31 年 4 月 1 日 (手熊地区公民館は昭和 50 年設置)
- (6) 設置目的 市民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連帯意識の高揚に資するため

(7) 主な施設内容

構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建
施設内容	1 階 図書室、事務室 2 階 第 1 研修室、第 2 研修室、第 3 研修室 (現 和室)
延床面積	345.60 m ² (うち、放課後児童クラブが 62.99 m ² 使用)

- (8) 開所時間 午前 9 時から午後 5 時までの時間帯を含む 1 日 8 時間以上
- (9) 休 所 日 毎週日曜日又は毎週月曜日及び年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日まで)

(10) 使用料

室 名	面 積	使用料 (1 時間につき)	冷暖房設備 (1 時間につき)
第 1・2 研修室	86.4 m ²	205 円	102 円
第 1 研修室	43.2 m ²	102 円	51 円
第 2 研修室	43.2 m ²	102 円	51 円
第 3 研修室 (現 和室)	18.9 m ²	102 円	51 円

※既存の 22 ふれあいセンターとの均衡を図るため、ふれあいセンタ一条例の使用料を適用する。

(11) 利用者数（手熊地区公民館の過去4か年の状況）（単位：人）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
2,944	2,560	7,313	2,339

※ 平成28年度は、放課後児童クラブの改修中に手熊地区公民館の貸室を利用した当該クラブの利用人数（4,377人）を含む。

(12) 収支状況（手熊地区公民館の過去4か年の状況）（単位：円）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
収入	38,666	22,627	55,984	29,116
支出	2,240,293	2,166,964	2,454,788	3,158,462

※ 支出については、手熊地区公民館長（福田地域センター所長併任）、社会教育指導員等に係る人件費は除く。

3 管理運営の方針

(1) 運営方法 指定管理者制度による運営

(2) 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

(3) 選定方法 非公募

（非公募の理由）

ふれあいセンターは地域コミュニティの拠点施設で、当該地域の住民の代表で構成される運営委員会が設立されたことから、非公募により選定し管理させることが、適当であると考えます。

4 指定までのスケジュール

年月	市議会	内容
平成 30 年 6 月	6 月議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">条例改正</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例改正議案審査
平成 30 年 8 月		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定団体に仕様書等を提示
平成 30 年 9 月	11 月議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定団体から指定に必要な書類を受領
平成 30 年 10 月		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定団体の選定
平成 30 年 11 月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指定管理者の指定</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定議案審査
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">債務負担行為の設定</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補正予算議案審査

5 条例新旧対照表

(1) 長崎市ふれあいセンター条例

現行	改正後(案)																		
昭和62年10月15日 条例第22号	昭和62年10月15日 条例第22号																		
第1条 (略)	第1条 (略)																		
(名称及び位置)	(名称及び位置)																		
第2条 ふれあいセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 ふれあいセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市小島地区ふれあいセンター</td> <td>長崎市愛宕3丁目10番2号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔 中略 〕</td> </tr> <tr> <td>長崎市深堀地区ふれあいセンター</td> <td>長崎市深堀町5丁目182番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長崎市小島地区ふれあいセンター	長崎市愛宕3丁目10番2号	〔 中略 〕		長崎市深堀地区ふれあいセンター	長崎市深堀町5丁目182番地	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市小島地区ふれあいセンター</td> <td>長崎市愛宕3丁目10番2号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔 中略 〕</td> </tr> <tr> <td>長崎市深堀地区ふれあいセンター</td> <td>長崎市深堀町5丁目182番地</td> </tr> <tr> <td>長崎市手熊地区ふれあいセンター</td> <td>長崎市手熊町1,291番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長崎市小島地区ふれあいセンター	長崎市愛宕3丁目10番2号	〔 中略 〕		長崎市深堀地区ふれあいセンター	長崎市深堀町5丁目182番地	長崎市手熊地区ふれあいセンター	長崎市手熊町1,291番地1
名称	位置																		
長崎市小島地区ふれあいセンター	長崎市愛宕3丁目10番2号																		
〔 中略 〕																			
長崎市深堀地区ふれあいセンター	長崎市深堀町5丁目182番地																		
名称	位置																		
長崎市小島地区ふれあいセンター	長崎市愛宕3丁目10番2号																		
〔 中略 〕																			
長崎市深堀地区ふれあいセンター	長崎市深堀町5丁目182番地																		
長崎市手熊地区ふれあいセンター	長崎市手熊町1,291番地1																		
第3条から第16条まで及び附則 (略)	第3条から第16条まで及び附則 (略)																		
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p>																		

(2) 長崎市公民館条例

現 行	改正後(案)																												
昭和26年2月6日 条例第19号	昭和26年2月6日 条例第19号																												
第1条 (略)	第1条 (略)																												
(名称及び位置)	(名称及び位置)																												
第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市東公民館</td> <td>長崎市矢上町19番1号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔中 略〕</td> </tr> <tr> <td>長崎市福田地区公民館</td> <td>長崎市福田本町10番地</td> </tr> <tr> <td>長崎市手熊地区公民館</td> <td>長崎市手熊町1,291番地 1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔中 略〕</td> </tr> <tr> <td>長崎市為石地区公民館</td> <td>長崎市為石町2,020番地 2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長崎市東公民館	長崎市矢上町19番1号	〔中 略〕		長崎市福田地区公民館	長崎市福田本町10番地	長崎市手熊地区公民館	長崎市手熊町1,291番地 1	〔中 略〕		長崎市為石地区公民館	長崎市為石町2,020番地 2	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市東公民館</td> <td>長崎市矢上町19番1号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔中 略〕</td> </tr> <tr> <td>長崎市福田地区公民館</td> <td>長崎市福田本町10番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔中 略〕</td> </tr> <tr> <td>長崎市為石地区公民館</td> <td>長崎市為石町2,020番地 2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長崎市東公民館	長崎市矢上町19番1号	〔中 略〕		長崎市福田地区公民館	長崎市福田本町10番地	(削除)		〔中 略〕		長崎市為石地区公民館	長崎市為石町2,020番地 2
名称	位置																												
長崎市東公民館	長崎市矢上町19番1号																												
〔中 略〕																													
長崎市福田地区公民館	長崎市福田本町10番地																												
長崎市手熊地区公民館	長崎市手熊町1,291番地 1																												
〔中 略〕																													
長崎市為石地区公民館	長崎市為石町2,020番地 2																												
名称	位置																												
長崎市東公民館	長崎市矢上町19番1号																												
〔中 略〕																													
長崎市福田地区公民館	長崎市福田本町10番地																												
(削除)																													
〔中 略〕																													
長崎市為石地区公民館	長崎市為石町2,020番地 2																												
第3条から第18条まで及び附則 (略)	第3条から第18条まで及び附則 (略)																												
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p>																												